

神戸市長 あて

外遊びの場を提供する人材養成業務
委託候補者選定委員会 参加申請書

標記の業務に関する委託候補者選定委員会に参加することを、下記のとおり申請します。

記

法人・団体名			
支 店 名			
設立年月日			
資 本 金			
従 業 員	人 (うち正規職員	人、非正規職員	人)
業 种			
主な事業内容			
連絡先	担当部署		
	担当者役職・氏名		
	住 所		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail アドレス		

2026年 月 日

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____

参加資格確認書

神戸市長 様

件 名 外遊びの場を提供する人材養成業務

当社は次に掲げる要件をすべて満たしている者です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団排除要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

2026年 月 日

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

(応募に関する担当連絡先)

部署・職名

氏名

TEL

FAX

E-mail

質問票

神戸市長 あて

「外遊びの場を提供する人材養成業務」公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関して、
下記のとおり質問票を提出します。

質問者	法人・団体名		質問数 個
	部署・職名		
	担当者名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		

資料名	ページ	項目名	質問内容

- ・質問は、簡潔にまとめて記載してください。
- ・行が足りない場合は追加してください。

外遊びの場を提供する人材養成業務委託
企画提案書提出書

神戸市長様

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

(応募に関する担当連絡先)

部署・職名

氏名

TEL

FAX

E-mail

標記業務の委託事業者募集について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

件名 外遊びの場を提供する人材養成業務

【提出書類】

- 企画提案書（様式自由）
- 見積書（様式自由）
- 会社または団体概要（様式自由）
- 参加資格確認書（様式第2号）
- こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定、ひょうご女性の活躍企業表彰、仕事と生活のバランス企業表彰、一般事業主行動計画 のいずれかに該当することを証する書類（該当する場合）

（神戸市入札参加資格がない場合は以下も提出）※郵送または持参により提出

- 法人登記簿謄本
- 法人税、消費税及び地方消費税、県税・市町村税の各種納税証明書（直近1年分）
- 暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第5号）

暴力団関係者排除に係る誓約書

2026年 月 日

神戸市長宛

所在地

団体名

代表者名

印

「外遊びの場を提供する人材養成業務」に係る委託契約（以下「本契約」という。）に関するプロポーザルに参加するにあたり、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定。以下「暴力団等排除要綱」という。）第5条各号に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項について事実に相違ないことを誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- (1) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結する際、下請負人に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの確認を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関する貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明のうえで関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。

- (5) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。